

## 院外処方箋における疑義照会適正化プロトコルについて

長崎県五島中央病院 薬局

### 1・目的

調剤上の形式化な変更等の疑義照会を簡略化することで、処方医および薬剤師の負担軽減を図り、患者サービスの向上を目的として、平成 22 年医政局長通知を元に疑義照会プロトコルを運用します。

### 法律上の運用について

#### 平成 22 年医政局長通知

「薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や、検査のオーダーについて医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること」

#### 薬剤師法第 23 条 2

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

#### 薬剤師法第 24 条

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

今回のプロトコルは薬剤師法第 23 条 2 の同意を「事前に作成されたプロトコル」として得るものとし、第 24 条を侵すものではありません。

2・院外処方箋における疑義照会を省略することが出来るもの。

1・骨粗鬆症治療薬（ビスホスホネート系薬剤）の用法を起床時に変更する。

2・一部の糖尿病性末梢神経障害治療薬（エパルレスタット）の用法を食前に変更する。

3・一部の血糖降下薬（ $\alpha$  グルコシターゼ阻害薬、グリニド系薬剤）の用法を食直前に変更する。

4・超速効型インスリン製剤の用法を食直前、速効型インスリン製剤の用法を食前に変更する。

5・内服薬の処方日数と全身作用を目的とした貼付剤及び、週1・月1回服用或いは使用する内服薬等の処方日数を調整する。

6・薬歴上で継続処方されている薬剤に残薬があるため処方日数を調整（短縮）して調剤する（外用剤の本数等の調整も含む）。及び、Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化。

・ただし、処方箋に「保険医療機関に疑義照会したうえで調剤」の項目にチェックが入っている場合は疑義照会の省略はできません。

・患者希望による処方日数の増加、薬剤そのものの削除を行う場合は、疑義照会の省略はできません。

・抗がん剤、麻薬、覚せい剤原料の日数調整を行う場合は疑義照会の省略はできません。

・患者の服薬・使用状況等に問題がある場合は服薬情報提供書（所謂トレーシングレポート）等を用いて詳細な報告を速やかに行うようにしてください。

7・「1日おきに服用」等の記載があるが、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適切な日数へ変更する。

8・軟膏等外用塗布剤の合計処方量に変更がない場合の包装規格の変更（この場合は下記の連絡は不要とする）。

9・薬剤の用法等に具体的な記載がない場合に、患者等に確認後の詳細な用法等の記載追加。

3・疑義照会の省略を行った場合の処方箋の運用について

疑義照会の省略を行った場合、調剤薬局は速やかに変更後の処方内容を記載した文書と必要に応じて修正した処方箋のコピーを地域医療連携室に送付してください。

送付された文書等は電子カルテ内にスキャンされた後、処方オーダーの修正を行います。

4・院外処方箋における疑義照会適正化プロトコルの適用薬局

上記プロトコルは五島薬剤師会会員薬局において適用されます。

2023年10月2日改訂